

王禅寺四ツ田緑地等利活用運営業務委託 仕様書

1 業務目的

本市では、保全緑地に残る貴重な自然環境を活かし、自然体験や環境学習などの場として有効活用することで、次世代を担う子どもたちが自然にふれあい、体験するなかで、緑への愛着を醸成するとともに、利用者自らが、必要な樹林地管理を主体的に行うことにより、持続可能な協働の担い手の確保につなげ、保全緑地の利活用と健全な樹林地環境の保全の好循環を創出する取組を推進している。

本業務は、取組のモデル地区となっている王禅寺四ツ田緑地において、王禅寺四ツ田緑地保全活用方針に基づき、良好な自然環境の中で、子どもたちがのびのびと自然にふれあい、成長できる自然体験学習の機会を創出するとともに、利活用をきっかけとした参加者から新たな担い手の発掘・育成を行う。

また、緑地における保全活動団体と利活用を行う地域のボランティアが連携し、自然体験学習等を新たに行うことにより、地域の子どもたちに身近な緑地に関心をもってもらい、環境意識や愛着の形成につなげることを目的として中原区・多摩区の2か所の保全緑地において緑地利活用イベントを開催するとともに、令和4年度にイベントを実施した菅生緑地・橘特別緑地保全地区において保全活動団体等が実施するイベントの支援を実施する。

さらに、川崎区・幸区の公園等においては自然体験学習プログラムを提供することで、保全緑地における利活用と保全の好循環へとつなげていくための取組を推進する。

2 委託業務期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

3 対象緑地等

王禅寺四ツ田緑地（川崎市麻生区王禅寺字四ツ田 1028-2）

中原区、多摩区における保全緑地 各1か所

橘特別緑地保全地区（川崎市高津区北野川 6）

菅生緑地（川崎市宮前区水沢 1 丁目 3）

川崎区、幸区における公園等 各1か所

4 業務の内容

（1）王禅寺四ツ田緑地

王禅寺四ツ田緑地の利活用と保全の好循環の推進に向けて、業務を専任で行う常勤の事業責任者を配置し、緑地の利活用運営における実施概要及び王禅寺四ツ田緑地保全活用方針に基づく緑地の管理計画等を示した「実施計画書」を作成の上、監督員の承認を得て、以下の業務を行う。

ア 緑地の利活用運営

(ア) 一般来園者向けの利活用の推進

- ・令和5年4月から令和6年3月までの期間において、土日・祝日を中心に週1回程度の開放日を設け、緑地を50日以上一般開放する。
- ・一般来園者向けの開放日に関しては、四半期ごとにスケジュール表を監督員に提出するものとする。

(イ) 緑地の利用の受付・調整（一般来園者・団体利用者）

- ・ホームページを作成し、問合せ先を設け、緑地の一般来園者及び団体利用者の問合せに対し、適切に対応する。
- ・地域の団体等による緑地の利用に対しては、受付を行い、利用日や利用場所の調整を行う。なお、団体利用の際は、利用団体が竹林管理や下草刈りを実施するなど、健全な樹林地環境の保全につながる取組を調整し、推進するものとする。また、利用者に対し、予約時に「利用申請書」の提出を求め、事前に監督員の承認を得るものとする。

(ウ) 利用促進に向けた広報・PR

ホームページ・チラシ等により、広報・PRを実施し、利活用を促進する。

(エ) 企画イベントの開催

地域の団体等と連携して、広く市民が参加できる参加料無料（一部有料プログラムの提供は可能）の野外活動体験イベントを1回以上開催する。

(オ) その他

緑地における貴重な動植物等の「自然観察会」を、年2回運営・実施するものとする。

イ 緑地の管理

(ア) 緑地門扉の開閉

管理運営時以外は閉鎖管理とし、運営時に門扉の開閉を行う。また、門扉の開門中の活動拠点への案内や、閉門時の人の退出の確認など、緑地内の人の出入りを管理できる体制を整えること。

(イ) 緑地内の水場、トイレ及び管理詰所の維持管理

緑地内の水場、トイレ（3基）の清掃を実施するとともに、管理詰所を適切に管理すること。

(ウ) 樹林地環境の保全に向けた管理活動の実施

利活用運営に必要な主園路、管理車両通路、活動拠点の適切な管理を行うとともに、王禅寺四ツ田緑地保全活用方針に基づき、事前に作成・提出した「実施計画書」をもとに、樹林地管理に関わるボランティアを広く募集し、様々な利用者を巻き込みながら、良好な樹林地環境の創出に向けた保全管理活動を実施する。

また、市の里山ボランティア育成の事業と連携し、保全管理活動に係る人材育成に努めるものとする。

(エ) 樹林地環境の保全等に向けた樹木の管理

緑地における樹林地環境の保全や利用者の安全等を考慮し、必要な対応が求められる樹木（枯損木を含む）について、以下に規定する樹木管理を適切に行う。

- ・萌芽更新（斜面地）現場処理（幹周 150 cm以上 180 cm未満） 10 本
- なお、施工にあたっては、事前に対象となるものを提示し、監督員の承認を得た上で、実施するものとする。

ウ 運営結果の報告

(ア) 利用者アンケートの実施

利用者に対し、アンケートを実施し、利用者の意見を集約し、今後の利活用と保全の好循環の創出に向けた管理運営の課題を整理する。

(イ) 毎月の利用状況の報告

毎月の開放日等における利用者数等の利用状況を、翌月 10 日までに監督員に報告するものとする。

(ウ) 運営結果報告書の提出

以下の項目について運営結果報告書をまとめる。

- ・利用状況（予約実績、利用実績等）
- ・収支状況
- ・利用者の事故や苦情等
- ・利用者に対するアンケート実施結果
- ・利活用と保全の好循環の取組内容
- ・利活用推進に向けた課題等
- ・その他、川崎市が指定する事項

(2) 中原区・多摩区における保全緑地

中原区・多摩区における保全緑地の利活用と保全の好循環の推進に向けて、既存活動団体と連携した緑地の利活用運営における実施概要を示した「実施計画書」を作成の上、監督員の承認を得て、以下の業務を行う。

ア 緑地の利活用企画立案

(ア) 既存活動団体の活動への参加

各緑地で活動している既存活動団体の活動に参加し、緑地や周辺地域、活動団体等の状況把握を行う。

(イ) 緑地の利活用を促す企画イベントの立案

緑地の利活用を促すため、既存活動団体や地域の団体等と連携して、様々な野外活動を体験できることを認識してもらう企画イベントを立案する。

(ウ) 緑地の利活用と保全活動メニューの企画

既存活動団体と連携して、企画イベントとは別に野外活動をしてみたい団体等が利活用し、保全活動に参加してもらう活動メニューを企画する。

イ 緑地の利活用運営

(ア) 企画イベントの開催

各緑地1回以上、既存活動団体と連携して広く市民が参加できる参加料無料（一部有料プログラムの提供は可能）の野外活動体験イベントを開催する。

(イ) 利活用の推進

各緑地2回以上、既存活動団体と連携して企画イベントとは別に野外活動をしてみたい団体等と利活用や保全活動を行う。

ウ 結果の検証・報告

利用者や既存活動団体に対するアンケートやヒアリング等を実施し、今後の利活用と保全の好循環の創出に向けた管理運営の課題等を整理する。

(3) 川崎区、幸区における公園等

子どもたちが自然に親しむきっかけ作りとして、川崎区・幸区の公園等において、自然体験学習プログラムの実施概要を示した「実施計画書」を作成の上、監督員の承認を得て、以下の業務を行う。

ア 公園等におけるイベントでの自然体験学習プログラム提供

(ア) プログラム提供

各区1回以上、参加料無料（一部有料プログラムの提供は可能）の自然体験学習プログラムを提供する。

(イ) 緑地の利用促進に向けた広報・PR

ホームページ・チラシ等により広報・PRを実施し、イベント参加者等に対し、市内緑地の利活用を促進する。

イ 結果の検証・報告

利用者や既存活動団体に対するアンケートやヒアリング等を実施し、今後の利活用と保全の好循環の創出に向けた管理運営の課題等を整理する。

(4) 菅生緑地・橘特別緑地保全地区

菅生緑地・橘特別緑地保全地区における保全緑地の利活用と保全の好循環の推進に向けて、令和4年度に実施したイベントが継続的に実施できるよう、監督員と協議の上、既存保全団体等が実施するイベントの運営や広報等についての支援を行う。

5 成果物

- ・事業実施報告書（A4判カラー冊子） 1部
- ・事業実施報告書電子データ 1式

※電子データの提出は、Microsoft Word、Microsoft Excel 又は Power Point など編集可能ないずれかのファイル形式及び PDF 形式で、CD-R や DVD-R などの媒体に保存の上、両方で提出するものとする。

6 現状回復

業務終了時は、使用前の状態に回復すること。ただし、委託者と協議の上、同意が図られた事項についてはこの限りではない。

7 利活用運営にあたっての留意事項

(1) 火気の取扱いについて

- ・本委託における火気類を取り扱う野外活動体験は、監督員と調整のうえ限定された場所に限り、安全対策を講じた上で、実施できるものとする。ただし、直火は禁止とする。
- ・火気類を取り扱う野外活動体験の実施にあたり、受託者は、各区消防署予防課及び環境局大気環境課に日時、場所、内容、当日の連絡先を事前連絡すること。

(2) 有料プログラムの実施について

有料の体験プログラムを実施する場合には、あらかじめ市にその内容を提案し、承認を得た上で実施することができる。有料プログラムの内容は、業務目的に留意したプログラムとし、参加者の負担額はプログラム実施に必要な実費負担程度とすること。

(3) 新型コロナウイルス感染症への対応

神奈川県の方針及び関係機関が定めるガイドラインに則り、来園者に向けた各種新型コロナウイルス感染症対策を準備すること。

(4) イベント傷害保険の加入について

野外活動体験イベントを実施の際は、施設入場者傷害保険（レクリエーション傷害保険）に加入すること。

8 その他留意事項

- (1) 受託者は、緑地の利活用運営及び緑地の管理業務の内容に応じて、関係法令、条例、規則等を遵守すること。
- (2) 利用者の個人情報、川崎市個人情報保護条例(昭和60年川崎市条例第26号)等の法令の規定を遵守し、適正に管理すること。
- (3) 本業務において得られた情報は、委託者に帰属するものとし、受託者は知り得た情報の一切に対して守秘義務を負うものとする。
- (4) 本業務の成果については、委託者に帰属するものとする。
- (5) 本仕様書に記載のない事項、その他疑義が生じた事項については、委託者及び受託者双方の協議の上、決定する。